# 食肉流通構造高度化・輸出拡大事業 交付金の配分基準について

3 畜産第 2027 号 令 和 4 年 4 月 1 日 農林水産省畜産局長 通知

食肉流通構造高度化・輸出拡大事業については、先に食肉流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3畜産第2025号農林水産事務次官依命通知)が定められたところであるが、その交付金の配分基準について、別紙のとおり定めたので、御了知願いたい。

なお、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮をお願いする。

### 食肉流通構造高度化・輸出拡大事業交付金の配分基準について

食肉流通構造高度化・輸出拡大事業交付金の配分基準については、次のとおりとする。

#### 第1 都道府県配分額の算定

農林水産省畜産局長(以下「畜産局長」という。)は、予算を配分するに当たり、本交付金の事業要望の把握に努め、次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配 分額とする。

1 前年度からの継続事業等に対する配分

予算額から食肉流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3畜産第2025号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)別表の事業内容欄に定める取組のうち、要綱第12及び食肉流通再編・輸出促進事業費補助金交付要綱(令和2年3月31日付け元生畜第2117号農林水産事務次官依命通知)の第7に定める交付決定を受けた事業実施計画であって、事業実施期間が複数年の事業実施計画の2年度目以降の実施に要する継続要望額(食肉流通構造高度化・輸出拡大事業実施要領(令和4年4月1日付け3畜産第2027号農林水産省畜産局長通知)の別紙様式第3号の都道府県事業実施計画(以下「都道府県計画」という。)の3の事業費の内訳の交付金の額をいう。)に相当する額を都道府県

ただし、要綱第12に定める交付決定を受けた事業実施計画のうち次に掲げる事業実施計画 については、上記にはよらず、以下の2により配分するものとする。

- ア 前年度に別表 2 に基づきポイントを加算したものの、事業申請時までにその内容を満た したと認められない事業実施計画
- イ 施設整備を伴う、事業実施期間が複数年の事業であって、初年度の取組内容を設計又は 要綱別表の事業内容欄の1の(1)のみとしている事業実施計画
- 2 事業実施計画の成果目標等に応じた配分
- (1) 予算額から1に要する額を減じた額の範囲内で、事業実施計画について、別表1から別表3までに基づき算定したポイントの高い順に並べ、予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順(同ポイントの場合は、事業実施計画に都道府県が付与した優先順位の高い順(都道府県が付与した優先順位が同一の場合は、要望額の小さい順)) に新規要望額(都道府県計画の1の負担区分の交付金として記載した額をいう。) に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付金額として配分するものとする。

なお、前項のただし書のアにより算定する事業実施計画については、要望額から 2割を減じて配分するものとする。

- (2) (1) により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該配分可能額を要望額の8割を下限とする範囲内で当該都道府県に配分する。
- (3) 都道府県は、配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画で要望することはできないものとする。

ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等(北海道にあっては畜産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。)が認める場合は、この限り

ではない。

#### 第2 評価結果の配分への反映

要綱第 24 の7に基づく評価結果の交付金の配分への反映は、次に掲げるとおり行うものする。

都道府県別の成果目標の達成率の過去5か年の平均値(以下「達成度」という。) を算定し、 次の表の左欄に掲げる達成度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるポイントを、当該都道府県 から要望されるすべての事業実施計画に反映させるものとする。

ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等予測不能で事業実施主体の責めに帰すことができない事情がある場合を除く。

この規程において、都道府県別の成果目標の達成率は、都道府県計画の成果目標ごとの達成率に基づき 100%以内で算定するものとする。

達成度	ポイント
80%	0 ポイント
75%以上80%未満	-1ポイント
70%以上75%未満	-2ポイント
65%以上70%未満	-3ポイント
60%以上65%未満	- 4 ポイント
60%未満	-5ポイント

## 第3 前々年度不用額の配分への反映

1 前々年度の都道府県における交付金の不用額率について、次の表の左欄に掲げる区分に応 じ、それぞれ右欄に掲げるポイントを、当該都道府県から要望されるすべての事業実施計画 に反映させるものとする。

不用額とは、都道府県が配分を受けた割当額のうち、未執行となった額をいう。

ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等予測不能で事業実施主体の責めに 帰すことができない事態により生じた不用額は、適用しない。

前々年度都道府県別不用額率	ポイント
5 %未満	0ポイント
5%以上10%未満	-1ポイント
10%以上	-2ポイント

2 3者以上の業者から見積りを徴取して都道府県に提出し、都道府県計画の負担区分の交付金に反映させた事業実施計画においては、1の規定を適用しないこととする。

## 第4 配分基準の考え方の見直し

この通知における配分基準の考え方については、個別事業の成果目標の実績、総合的な政策 推進の観点等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

附 則 この通知は、令和4年4月1日から施行する。

畜種	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
牛肉、豚肉	1	・(要領別記1第5の1に定める)策定済、または策定予定のコンソーシアム計画に基づき、食肉流通の高度化のための処理施設の再編を図ること ・・・・30ポイント	
牛肉、豚肉	2	・稼働率を概ね 90%以上とし、再編等施設整備前からの稼働率 (稼働率=1日当たりの平均処理頭数(牛は1頭につき豚4頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。)/1日当たりの処理能力(肥育豚換算))の上昇率が、20.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	頭数が 560 頭以上 (平均処理頭数=年間処理頭数 (肥育豚換算) ÷稼働日数 ( 245 日)) 1,120 頭以上・・・・・・・・・ 5 ポイント
牛肉、豚肉	3	・1 頭当たりの食肉処理加工コストを、牛肉の場合は 10%以上、豚肉の場合は 20%以上削減 (処理コスト:部分肉処理加工部門における水道光熱費、修繕費、消耗品器具費、労務費、管理費、その他必要な経費を計上)。 ただし、単一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイントを、5ポイントを上限として加算する。 【牛肉】 20.0%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ただし、単一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜利のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイントを、5ポイントを上限として加算する。 なお、整備前に複数施設ある場合は、それぞれ平均を算
牛肉、豚肉	4	<ul><li>・整備を行う施設について、受益農家数が多いこと。</li><li>30 戸以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	<ul> <li>・施設整備実施前の受益農家数。</li> <li>20 戸以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
牛肉、豚肉	5	<ul> <li>・①から③のいずれかにより、単一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイントを、5ポイントを上限として加算する。</li> <li>① 輸出向け出荷量について、5%以上増加すること 25%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	<ul> <li>①以下から、合計5ポイントまでを選択できるものとする。</li> <li>・直近3年間継続して輸出実績がある・・・2ポイント・直近3年間の輸出額の平均</li> <li>1億円以上・・・・3ポイントライントラー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー</li></ul>

		4 トン以上・・・・・・・・・5 ポイント	・・・・1ポイント
		3トン以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント	
		2トン以上・・・・・・・・・・・・3ポイント	
		1トン以上・・・・・・・・・・2ポイント	
		1トン未満・・・・・・・・・・1ポイント	
		③ 豚については、豚熱の発生等により豚肉輸出が可能でな	
		い場合であって、	
		国内の豚熱が清浄化した際には、速やかに豚肉の輸出に	
		取り組む計画であること・・・・・・1 ポイント	
		※都道府県畜産主務課長の副申を要するものとする。	
		が開起用が出生工切断及や出すと女 / 3 0 0 0 c / 3。	
		加えて、	
		・上記①②の場合、精肉等製品を輸出する計画	
		・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント	
		・上記③の場合、国内の豚熱の清浄化した際には、速やかに	
		豚精肉等製品の輸出を開始する計画 ・・・・3ポイント	
牛肉、豚肉	6		
		<ul><li>・以下の①から②のうち1つを選択できるものとする。</li></ul>	
		① 目標年度又は 2030 年度までの輸出累計額 (両畜種を取	
		り扱う施設にあっては、両畜種の輸出累計額の合計額)	
		を補助金額で除した割合	
		(①=目標年度又は 2030 年度までの輸出累計額/補助金額)	
		120%以上・・・・・・・・・・5ポイント	
		115%以上・・・・・・・・・・・4ポイント	
		110%以上・・・・・・・・・・・3 ポイント	
		105%以上・・・・・・・・・・・・2ポイント	
		100%以上・・・・・・・・・・1 ポイント	
		② 輸出額(又は輸出量)を輸出施設の取扱額(又は取扱量)	
		で除した割合(両畜種を取り扱う施設にあっては、畜種	
		ごとに算出した両畜種のポイントを合計し、5ポイント	
		を上限として加算する)	
		(②=輸出額(又は輸出量)/取扱額(又は取扱量))	
		9%以上・・・・・・・・・・・5ポイント	
		8%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント	
		7%以上・・・・・・・・・・・・3ポイント	
		6%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	
		5%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント	
		1 11 1	
 牛肉、豚肉			
十四、豚肉	_		NTOO A SOLVED LANGE LANG
	7	・以下の①から⑩までに該当するものすべてを選択し加算で	
		きるものとする。	①事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又
		ただし、ポイントの合計は 10 ポイントを上限とする。	は協議会の構成員であること・・・・・・5ポイント
		①HACCP等認定(民間認証を含む。)を取得すること	②HACCP等認定を取得していること・・・4ポイント
		・・・・・・・・・・・1 ポイント	③ハラール認証を取得していること・・・・・4ポイント
		②対EU輸出食肉の取扱いについて(平成25年3月29日食	④輸出先国における対象品目の市場調査を実施しているこ
		安発 0329 第 8 号•24 消安第 6381 号厚生労働省医薬食品局	
			  ⑤輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に
		られた対EU輸出食肉の取扱要綱の動物福祉に関する基	
		1 - 1 - 1	⑥輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関
		③上記の①及び②までの認定等を要さない輸出先国への出	する商談会等に参加したことがあること・・・1 ポイント
		荷体制を整備すること・・・・・・・1ポイント	
		④施設整備により輸出先国に重点国を追加すること(EU加	
		盟国に輸出する場合は、輸出先国の数にかかわらず、EU	
		を1か国としてカウントする。以下同じ。)	
		・・・・・・・・・・(1か国につき)1ポイント	
		品目重点国	
		牛肉香港、台湾、米国、EU	

(⑤施設整備により輸出品目を追加すること(新規の取組の場合、2品目目以降)・・・・(1か国につき)1ポイント※品目数は貿易統計の輸出統計品目表の統計番号ごとにカウントする。
ただし、畜産物については、4桁番号の品目ごとに1品目としてカウントする。
(⑥輸出先国開催の商談会等に参加すること・・・1ポイントで有機JAS認証食肉を取り扱うこと・・・・・・1ポイント®GAP認証食肉を取り扱うこと・・・・・・・・・・・1ポイント

⑩デジタル技術等を活用し、生産者又は実需者等が生産性・ 収益性を向上するのに必要な情報を活用すること

・・・・・・・・・・・1ポイント

※現況値ポイントで②から④及び⑥を選択する場合は、成果 目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。た だし、輸出相手先が異なる場合はこの限りではない。

# 別表2 (都道府県加算ポイント)

別表1に定めるポイントに加え、次に掲げる場合には、ポイントを加算できるものとする。

## 都道府県ポイントの内容

当該施設整備に要する経費に対して都道府県等の自治体からの本事業以外の財政的支援がある計画に対しては、その額に応じて加算することができることとする。

3億円以上 ・・・・・・・・・5ポイント 1億円以上 ・・・・・・・・・・4ポイント 5,000万円以上 ・・・・・・・・・・3ポイント 1,000万円以上 ・・・・・・・・・・・・・2ポイント 概ね500万円以上 ・・・・・・・・・・・・・・1ポイント

# 別表3 (輸出産地リスト連携加算ポイント)

別表1から別表2までに定めるポイントに加え、次に掲げる場合には、ポイントを加算できるものとする。

## 輸出産地リスト連携加算ポイントの内容

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定)に基づき輸出産地としてリスト化された産地の施設整備である場合は、2ポイントを加算できるものとする。